

事務連絡
令和3年1月12日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

大学受験等にかかる積極的疫学調査等について（周知）

本年1月7日、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のみを対象に、1月8日から2月7日までを措置期間とする緊急事態宣言が行われましたが、大学入学共通テストをはじめ、大学等の入試については、実施者において感染対策や受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施されます（別添1参照）。

このことについて、昨年10月15日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）の審議結果等を踏まえ、文部科学省により、大学受験等における取扱いについて関係各所宛て通知がなされ、その中で、保健所において新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と特定された者について、14日間の健康観察期間中に大学入学共通テスト等の大学入学者選抜の受験を予定している場合には、症状がない、行政検査の結果が陰性である、試験場までの移動手段として公共交通機関を利用しないこと等、一定の要件を満たした者は、受験を認めることができることとされたところです。

また、上記の取扱いを踏まえ、高等専門学校等の受験や高等学校等（小学校や中学校等を含む。）及び専門学校の受検についても、同等以上の対応策を講じた上で、同様の取扱いをとることが可能であることについて、関係機関に周知されているところです。

さらに、文部科学省の通知においては、これらの受験等の会場における保健所等の行政機関への協力を含む連携についても示されていることから、相談があった場合等の対応についてお願いするとともに、試験会場での感染者発生時の積極的疫学調査においては、試験実施者にも協力をお願いすることができるため、ご承知おきいただくようお願いいたします。

なお、積極的疫学調査の実施においては、同居家族等に感染者が出た場合においても、濃厚接触者とならないよう別添2のような対策をしている場合も想定されることから、単に同居というだけで濃厚接触者と判断することなく、適切に状況を把握した上で濃厚接触者を特定していただくとともに、検査の実施など必要な対応について、速やかに実施できるようお願いいたします。

大学等への通知内容については、次頁に記載されているURLからご確認いただけますのでご参照ください。

(参考)

○大学



https://www.mext.go.jp/content/20201030-mxt_daigakuc02-000005144.pdf

○高等学校等



https://www.mext.go.jp/content/20201030-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

○専門学校



https://www.mext.go.jp/content/20201102-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

(本件担当)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班
03-5253-1111 (内線: 8027)

(大学入学者選抜について)

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室入試第3係
03-6734-4902

(高等専門学校入学者選抜について)

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係
03-5253-4111 (内線: 3347)

(高等学校入学者選抜等について)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導調査係
03-5253-4111 (内線: 3291)

(中等教育学校入学者選抜について)

文部科学省初等中等教育局参事官 (高等学校担当)
03-5253-4111 (内線: 2349)

(特別支援学校入学者選抜について)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係
03-5253-4111 (内線: 3193)

(専修学校入学者選抜について)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
03-5253-4111 (内線: 2915)

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

令和2年3月28日（令和3年1月7日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

二 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（3）まん延防止

5）学校等の取扱い

- ①（中略）大学入学共通テスト、高校入試等については、実施者において感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。

受験生のみなさんへ ～新型コロナウイルス感染防止のための注意事項～

これから**大学受験を控えているみなさんが、新型コロナウイルス感染症の感染を最大限防止するため、次のことを心掛けてください。**

※ 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があります。感染した人が悪いということではありません。身近に感染した人や症状のある人がいたとしてもそうした人を責めることなく、感染症から自分を守る行動を心掛けてください。

- 体調がおかしいときは外に出ない、人に会わないこと
- 自主検温を行い、体調を把握すること
- 外出は必要最小限にとどめること

外出する際に心掛けること

- 普段からマスクを着用
- 食事の際は向かい合わず、会話は最低限にすること
- こまめな石けんやアルコールによる手指消毒*1
*1 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。
- 密閉空間（複数人が集合する換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）を避けること

また、**家庭内でも次のことを心掛けてください。**

普段から心掛けること

- お互いに体調確認（発熱・咳等の症状がある場合は早めの医療機関受診）
- 家族は会食など外出先での感染リスクの高い場면을できるだけ減らすこと
- 家族での食事の際にも可能な範囲で距離を確保

体調のよくない家族がいる場合に心掛けること

- 同じ部屋での食事や睡眠をとらないような工夫をすること*2
*2 部屋を分けられない場合には、少なくとも2mの距離を保つこと、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
- 家族での会話の際もマスクを着用
- 家庭内でもこまめな石けんやアルコールによる手指消毒
- 手で触れる共有部分（ドアの取っ手やノブ等）の消毒
- 感染が疑われる家族がいる場合、毎時2回以上の換気の確保*3
*3 風の流れることができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にしましょう。
- 心配かもしれませんが、受験生は感染が疑われる家族と接触しないこと